

出場申込及び大会出場に関する確認事項

2018年 4月13日
一般財団法人 少林寺拳法連盟

1. 出場申込

申込は、出場申込書（エクセルデータ）に必要事項を入力し、理事長名でお申し込みください。

1) 申込締切日 **2018年8月31日（金） 連盟本部必着**

2) 申込内容の変更について

①締め切り前（8月31日まで）

・変更、追加、取り消し、補欠交代（団体）を受け付けます。

②締め切り後（8月31日以降～大会当日）

・取り消し、補欠交代（団体）のみ受け付けます。

・変更、追加は一切受け付けません。

※10月25日以降は大会準備の為、連絡は受け付けません。

10月27日・28日の出場拳士受付でお申し出ください。

3) 連絡ルート

・変更、追加、取り消しは、都道府県連盟・各連盟より、連盟本部へ連絡してください。出場者の所属長からの直接連絡は受け付けません。

・補欠交代（団体）のみ、所属長より連盟本部へ連絡してください。

4) 注意

・各種目の出場者選考は、都道府県連盟・各連盟へ依頼しておりますので、選考会（選考要領等）につきましては、所属する都道府県連盟・各連盟へお問い合わせください。

・昨年、エントリー漏れ、ミス（誤った組み合わせ）が発生しています。選考結果を十分に確認の上、エントリー後は再チェックしてお申し込みください。

・締め切り後の追加は受け付けません。

2. 出場費・入場整理券費用の納入

※出場する拳士は出場費及び入場整理券が必要です。

※入場整理券は座席の確保・指定をするものではありません。

1) 費用

●組演武・運用法・論文 一人 4,000円

※内訳 出場費3,000円、入場整理券1,000円

※団体演武と重複の場合も、上記費用は必要です。

●団体演武1組20,000円（補欠登録者含む）

※入場整理券1,000円含む

2) 取りまとめ

都道府県連盟・各連盟にて、合計費用を取りまとめ、連盟本部へ送金してください。

3) 送金期日

2018年8月31日（金）

4) 送金方法

下記口座にお振り込みください。

百十四銀行 多度津支店 店番275

普通預金 口座番号0740166

一般財団法人少林寺拳法連盟 全国大会 会長 川島 一浩

5) 注意

出場申込締切後、出場取消の返金はいたしません。

3. 全種目に適用する事項

(1) 出場資格【表-1】 ※条件として示す年齢は2018年度末時点の年齢とする。

部門	種別	種目	科目指定	予選実施	出場資格(主要)
競技の部	組演武	1. 一般男子マスターズAの部	—	有	・2018年度内に男性45才以上、女性35才以上となり、両者の年齢合計が109才以下。 武階不問。男女の場合は男子の部。
		2. 一般男子マスターズBの部	—	有	・2018年度内に男性45才以上、女性35才以上となり、両者の年齢合計が110才以上。 武階不問。男女の場合は男子の部。
		3. 一般女子マスターズの部	—	有	・2018年度内に両名とも35才以上となる者。武階不問。
		4. 一般男子五段以上の部	有	有	・2018年度内に19才となり、かつ大学生(以下、院生も含む)・高校生でない者同士で組む。ただし、19才以下であっても高校生でない者(同士)は認める。 ・どちらか一方の者が大学生・高校生である場合は認める。 ・「9」を除き、男女混成は認めない。 ・中学生以下は、出場できない。
		5. 一般男子三段、四段の部	有	有	
		6. 一般男子初段、二段の部	有	有	
		7. 一般女子三段以上の部	有	有	
		8. 一般女子初段、二段の部	有	有	
		9. 女子護身技法の部	—	有	
		10. 大学生男子の部	—	有	・学校教育法で定められた大学(短大含む)、それに相当すると認められる大学、または学生連盟に加盟している大学に在籍する者。 ・高専生は4年生以降とする。 ・武階、学年、年齢は不問。男女の場合は男子の部。
		11. 大学生女子の部	—	有	
		12. 高校生男子の部	—	有	・学校教育法で定められた高等学校(全日制、定時制、通信制)に在籍する者。高専生は3年生までとする。 ・武階、学年、年齢は不問。男女の場合は男子の部。
		13. 高校生女子の部	—	有	
		14. 中学生男子の部	—	有	・義務教育としての中学校に在籍する者。 ・武階、学年、年齢は不問。男女の場合は男子の部。
		15. 中学生女子の部	—	有	
		16. 小学生の部A	—	有	・4年生以上同士またはどちらかが4年生以上の小学生。 ・武階、性別不問。
団体演武	団体演武	17. 一般団体の部	—	有	・2018年度内19才以上となる者で6名か8名で組む。補欠2名登録可。 ・ただし構成員の半数までは、大学生または高校生を含むことを認める。 ・武階、年齢、性別は不問。
		18. 大学生団体の部	—	有	・大学生で6名か8名で組む。補欠2名登録可。 ・武階、年齢、性別は不問。大学生以外の編成は認めない。
		19. 高校生団体の部	—	有	・高校生で6名か8名で組む。補欠2名登録可。 ・武階、年齢、性別は不問。高校生以外の編成は認めない。
		20. 中学生団体の部	—	有	・中学生で6名か8名で組む。補欠2名登録可。 ・武階、年齢、性別は不問。中学生以外の編成は認めない。
発表の部	組演武	21. 小学生の部B	—	—	・3年生以下の小学生。 ・武階、性別不問。
		22. 親子の部	—	—	・子供は小学生以下に限る。両者とも武階、性別不問。 ・祖父母と孫の組み合わせも認める。三人掛不可。
		23. 夫婦の部	—	—	・武階、年齢不問。
		24. マイシードの部	—	—	※別に定める
	団体演武	25. 小学生団体の部	—	—	・小学生で6名か8名で組む。補欠2名登録可。武階、学年、性別不問。小学生以外を含むことは認めない。
	運用法	26. 男子運用法の部	—	—	・二段以上で高校生以上の者。男女混成は認めない。 ・競技種目との重複出場を認める。
		27. 女子運用法の部	—	—	・運用法実施者は、選考会において組演武または団体演武に出場していること。
	論文	28. 論文の部	—	—	・小学5年生以上(上限年齢制限無し)の者。

(2) 出場者は、少林寺拳法連盟会員規程に基づく義務を果たしていること。

・2018年度現役会員

- (3) 少林寺拳法競技規則、少林寺拳法審判規則に基づき実施する。
- ・少年部・中学生で禁止されている受身、武階相当技、禁止技、攻撃技等
 - ・「2018～2021年度考試員審判員講習会資料」を十分に確認すること。
- (4) 出場種目は、原則として1人1種目とする。(運用法の部、論文の部、出場者を除く)
但し、団体演武出場者は組演武と兼ねての出場を認める。
※出場組が無い種目への参加機会拡大、追加選考としてご活用ください。
- (5) 演武者・運用法実施者の組み合わせは、同じ都道府県連盟・各連盟内であれば所属(支部、少林寺拳法部、拳友会)は不問とする。
- ・所属は、全国大会申込み時点での本部登録をもって、所属連盟を確認する。
 - ・演武種目と運用法の部重複出場の場合は、同一の連盟より出場すること。
 - ・演武種目と論文の部重複出場の場合は、異なる連盟からの出場を認める。参加費は演武種目の連盟からの納入とする。
- (6) 団体演武構成において三人掛けは不可。
- (7) 有段者の種目の使用科目は、次記の通りとする。
- ・武階の異なる拳士と組む場合を含めて、各々の武階に応じた範囲までとする。
 - 例) 三段の拳士が二段の拳士と組む(三段の部出場)
三段の拳士が守者の際は、三段で習得する科目(四段科目)まで
二段の拳士が守者の際は、二段で習得する科目(三段科目)まで
※攻撃については、守者の使用する科目に合わせ、武階に関する制限はない。
※六段科目「羅漢圧法」(有段者科目表参照)の単独技としての使用は不可。
- (8) 服装、防具、武器等について
- ・服装は、「服装規定」に準じる。なお規定に違反した場合は失格とする。
 - ・相手または自身に危険を及ぼすような物は、一切身に付けてはならない。
※メガネ、ハードコンタクト、金属・プラ製等の髪留め、装飾品(ネックレス、指輪、イヤリング等)
※髪留めはゴム製のみ。
※やむを得ずメガネ等の着用の必要がある場合は、別途上申書を提出する。
 - ・負傷箇所の保護目的以外のサポーター、テーピングは使用禁止。(出場拳士受付時に申し出ること)
 - ・胴の使用は認める。(少林寺拳法連盟公認防具のみ)
 - ・法器、武器は使用禁止。
- (9) 全国大会までに昇格した場合は、都道府県連盟・各連盟からの申込通りの種目・武階・帯で出場すること。

4. 種目名、種目部門の変更について

- (1) 「女子護身技法の部」について
これまで「男女有段の部」について、「護身の技法」としての少林寺拳法の技法を、女性が表現することを趣旨として実施してきましたが、その趣旨をより明確にすることを目的として、種目名を「女子護身技法の部」と変更する。
※実施内容の詳細は、「5(4)①「女子護身技法の部」について」に記載。
- (2) 「マイシードの部」について
2014年より障がい者を対象とした修練の取り組みの発表の場として「障がい者の部」を実施、以降3回の全国大会及び2017年世界大会に多くの参加者が出場し、日頃の修練の成果を披露してきました。
その一方で、「種目名に抵抗を感じる」というご意見もあることから、種目名の見直しを行い、「マイシードの部」に変更いたします。
「シード」とは「種をまく」という意味であり、「可能性の種子」を自ら蒔く機会としていただきたいという思いを込めた種目名です。
- (3) 「小学生の部A」について
小学生の部については、2014年より小学校4年生以上を「小学生の部A」、小学校3年生以下を「小学生の部B」として、それぞれの成長過程に配慮した種目区分としてきました。

そのうち「小学生の部A」については、出場拳士の参加に対して、地域における学校、行政などへの理解をより得られやすくすることを目的とし、競技の部の種目として実施します。

※「小学生の部B」については、小学校低学年である拳士の修練に取り組む意欲向上の一助とすることを目的とする発表の部として実施します。

5. 競技の部に適用する共通事項

(1) 競技種目（1～20）は、予選を実施する。本選出場組数は、原則、予選上位12組とする。

(2) 競技種目（4～8）は、科目指定組演武とする。

(3) 異なる武階組み合わせの許容範囲について

武階が指定されている種目については、指定の武階の拳士と組み、該当する種目に出場することを原則とするが、次表に限り、異なる武階の組み合わせを認める。

種目	組み合わせ
一般男子五段以上の部	<ul style="list-style-type: none"> 両者五段以上であれば武階の差は不問。 五段と四段の組み合わせのみ認める。(下位は四段まで) 四段と組む場合の武階差は1階級まで。(例：六段・四段は不可)
一般男子三段、四段の部	<ul style="list-style-type: none"> 両者同じ武階、または三段と四段の組み合わせとする。 三段と二段の組み合わせのみ認める。(下位は二段まで) 武階差は1階級まで。(例：四段・二段は不可)
一般男子初段、二段の部 一般女子初段、二段の部	<ul style="list-style-type: none"> 両者同じ武階、または初段と二段の組み合わせとする。 初段と1級の組み合わせのみ認める。(下位は1級まで) 武階差は1階級まで。(例：二段・1級は不可)
一般女子三段以上の部	<ul style="list-style-type: none"> 両者三段以上であれば武階の差は不問。 三段と二段の組み合わせのみ認める。(下位は二段まで) 武階差は1階級まで。(例：四段・二段は不可)
女子護身技法の部	<ul style="list-style-type: none"> 両者有段者であれば武階の差は不問。 初段と1級の組み合わせのみ認める。(下位は1級まで)

(4) 男女の組による組演武について

①「女子護身技法の部」について

すべての構成において、男性が攻撃を仕掛けていくのに対して女性が守者となり最後の極めを行う。女性の反撃から男女の攻守が入れ替わりながらの攻防は可とするが、男性の極めが生じた場合は15点減点とする。

・技術度については「男性の攻撃内容に見合った女性の防御、反撃」や「当身の五要素を踏まえて、女性が男性を制している」という視点により審査する。

・表現度「構成、リズム、節度」については、男性の攻撃に対して女性が守り、男性を制している過程を表現していることを視点とする。

※演武の形式ではあるが、その中で「護身の技法」を女性が表現することを趣旨とする。

②「中学生男子の部」「高校生男子の部」「大学生男子の部」については、男性同士の組、男女の組ともに攻者、守者の指定、極めの指定は無し。

※中学生以下は「宙で回転する受身」の使用は禁止。

6. 競技の部における「拳系指定組演武」から「科目指定組演武」への移行について

変更事項

・**競技の部 組演武（一般男子、女子各資格別種目）を「科目指定組演武」として実施。**

拳系指定組演武実施の総括を踏まえて、拳系指定組演武の趣旨を生かしつつ、資格に見合う科目を用いて創意工夫ある構成とすることを目指し、指定された科目（3技）を使用することを条件とする。(指定された科目の3技は別々の構成で用いる。)

※出場者は指定された科目をどの構成で使用しているかを事前に届け出を行う。

(1) 対象種目について

「一般男子五段以上の部」「一般男子三段、四段の部」「一般男子初段、二段の部」

「一般女子三段以上の部」「一般女子初段、二段の部」

(2) 規定内容について

- ・6構成のうち3構成は、**【表-2】指定された科目を届け出している構成の始めに使用することを必須条件とする。**指定科目の後の連反攻は（する、しないも含めて）自由とする。但し、**五花拳の科目に限り、届け出している構成で使用していれば、「始め、途中、終わり」のいずれの段階で使用しても可とする。**指定科目の後の連反攻は（する、しないも含めて）自由とする。

※指定された3技を全て使用していない場合は条件を充たしていないものとする。

- ・**指定された科目を届け出した構成で用いていない、指定された科目（五花拳を除く）を届け出した構成の始めで使用していない場合、全国大会限定の競技規則として、失格（授賞対象外）とする。**（採点、点数の表示のみとする。）

※指定された科目であっても、**守者の科目として資格外科目であれば、10点減点**となる。

（一般男子初段、二段の部の初段拳士と組んで出場した1級拳士が指定科目のうち、二段科目の守者を行った場合は資格外科目の使用として10点減点とする。）

【表-2】競技の部における指定科目一覧

種目	指定科目（拳系／資格）	備考
一般男子五段以上の部	押門投外（五花拳／五段科目） 裏投（羅漢拳／四段科目） 半月返（白蓮拳／三段科目）	・半月返の守者は乱構から開始することを条件とする。
一般男子三段、四段の部	片手投切返（龍華拳／四段科目） 三日月返（白蓮拳／三段科目） 押受投（五花拳／四段科目）	・三日月返の守者は待気構から開始することを条件とする。 また、連反攻における「刈足」の使用の有無は条件としない。
一般男子初段、二段の部	逆轉身蹴（三合拳／初段科目） 対天一（天王拳／二段科目） 逆蹴地三（地王拳／初段科目）	・逆轉身蹴の守者は八相構から開始することを条件とする。
一般女子三段以上の部	逆袖巻（羅漢拳／四段科目） 上受投（五花拳／二段科目） 払受地二（地王拳／二段科目）	
一般女子初段、二段の部	龍投（龍華拳／二段科目） 諸手輪抜（龍王拳／初段科目） 巻落（羅漢拳／二段科目）	

(3) 構成上の留意点について

- ・使用する指定された科目について、応用・変化は可とするが、紛らわしいもの、科目として不十分なもの、科目の範疇を逸脱するものについては、その度合いに応じて、その構成の技術度、または表現度「構成・リズム・節度」にて評価する。
- ・時間稼ぎと思われる残心（不必要・不自然な陣形変更・移動など）については、表現度「構成・リズム・節度」における評価対象とする。

※他の演武でも同様であるが、構成上の制約がある科目指定演武では特に注意する。

(4) 科目指定演武における規定運用について

- ・開始時の構えについて
科目表の記載と違う構えから開始しても可とする。但し、**逆轉身蹴、三日月返、半月返は開始時の構えを科目表の記載内容通りとすることを条件とし、異なる構えから開始した場合は不可・失格となる。**
- ・可否の基準（原則）について
指定された科目（五花拳を除く）の前に別の攻防があると見なされた場合は失格となる。

①柔法の科目に適用（五花拳の科目を除く）

柔法において、牽制としての攻撃に対して「技に取りかかる前の払いと二連までの反撃」

を行い、一旦間合いを取った上で改めて指定された科目（柔法）を行った場合は牽制とそれに対する払いとして可とする。

但し、牽制の範囲を逸脱した攻防や技に取りかかる前の払いと二連まで反撃以外の動きと見なされた場合は失格となる。

例) 指定科目が逆袖巻の場合、以下の攻防は不可・失格。

攻者：袖を握る前に、廻蹴を行い、袖を掴む

守者：払受をしたところの袖を掴まれ、逆袖巻を行う

※相手の攻撃を払って（2連攻までの反撃可）、一旦間合いを取った上で、改めて袖を掴み技に取りかかるのは可。

②剛法に適用

科目表に定められている攻撃より攻防を始める。科目表に定められているものと違う攻撃より始め、別の攻防があると見なされた場合、別の科目がされたと見なされた場合は失格、不正確な技であると見なされた場合は該当する審査項目における評価に反映される。

③五花拳の科目に適用

(該当種目・科目…「一般男子五段以上の部」：押門投外、「一般男子三段、四段の部」：押受投、「一般女子三段以上の部」)

五花拳の科目は、届け出している構成で使用していれば、「始め、途中、終わり」のいずれの段階で使用しても可とする。指定科目の後の連反攻は（する、しないも含めて）自由とする。

また、応用・変化は可とするが、あくまでも五花拳の特徴を踏まえて、剛法攻撃に対して指定された科目を行う。剛法攻撃以外から指定科目を行ったとみなされた場合は失格、攻者による攻撃が不正確な技であると見なされた場合は、該当する審査項目における評価に反映される。

7. 競技の部における「宙で回転する受身」に適用する事項

- (1) 「一般男子マスターズAの部」、「一般男子マスターズBの部」、「一般女子マスターズの部」について

変更事項

・「宙で回転する受身」を禁止とする。

「一般男子マスターズAの部」、「一般男子マスターズBの部」については、男性同士の組、男女の組ともに「宙で回転する受身」を禁止とする。「一般女子マスターズの部」についても同様に「宙で回転する受身」を禁止。

但し攻者、守者の指定、極めの指定は無し。

・「宙で回転する受身」を使用した場合は1.5点減点。

・「一本背投」「肩車」に対して大車輪を用いて両足で着地する受身は使用可。

- (2) 「一般マスターズの部（男子A・B、女子）」「中学生の部（男子、女子、団体）」を除く各種目について

変更事項

・「宙で回転する受身」について、減点対象となる事項を設ける。

受身が不十分で危険を伴う内容とみなされた場合は総合点より5点減点とする。

また、攻防に適合していない(守者の体捌き、並びに技の成立条件が不十分な状態で自ら無理に飛ぶ)「宙で回転する受身」は該当する構成の技術度の採点より、各審判員が1点減点とする。

- ・体の側面から落下している、背中、臀部から落下しているものなどは受身が不十分とみなす。
- ・受身が不十分であると疑義が生じた場合は、該当コートの審判員の協議を行う。
- ・攻防に適合していない（自ら無理に飛ぶ）「宙で回転する受身」は各審判員の判断による。

※「女子護身技法の部」以外の競技の部各種目は男性同士の組、女性同士の組、男女の組ともに攻者、守者の指定、極めの指定は無し。

8. 競技の部 団体演武各種目に適用する事項

確認事項

- ・補欠拳士を除いた出場拳士の資格に応じた科目を使用する

※団体演武における「資格に応じた科目」については、補欠拳士を除いた出場拳士の資格に基づいたものとする。違反は資格外科目の使用として総合点より10点減点とする。

※補欠拳士に高段者がエントリーしていても、使用科目が実際に演武をする拳士の資格に応じていない場合は総合点より10点減点となる。

(1) 原則、団体1組あたり1名か2名の補欠申し込みをする。

補欠は、大会当日までに正規出場者が何らかの理由（傷病等）により出場できなくなった場合のみ交代を認める。補欠が出場する場合は、出場組の所属長より、速やかに連盟本部へFAXまたはE-Mailで連絡する。口頭連絡は受け付けない。

なお、8名でエントリーしているところ、大会当日までに2名取消をして6名で演武することは認める。

(2) 使用技は、出場する拳士の最上位資格者（武階）が使用できる技までとする。

- ・六段科目「羅漢圧法」（有段者科目表参照）の単独技としての使用は不可。

(3) 演武構成

- ・1構成目と6構成目は単独演武、2～5構成目は二人一組での組演武を以て編成する。

この条件に合わないときみなされた場合は総合点から10点減点される。

- ・団体演武で用いる単独演武は、以下の単演基本法形より選択し、一方向のみ行う。

天地拳第一～六系、義和拳第一、二系、龍王拳第一、三系、龍の形（逆小手単演）、紅卍拳、白蓮拳第一系

- ・各構成の動きは各組が同一の動きを行う。各組が違う動きをしているときみなされた場合は総合点から10点減点される。

- ・小学生は、号令・気合を合図として用いることを認める。

9. 発表の部 組演武・団体演武に適用する事項

(1) 演武は1回のみ実施する。予選・本選はない。

(2) 演武内容は、全て自由組演武とする。

(3) 小学生の部B、小学生団体の部

- ・演武時間は、1分～1分30秒以内とする。
- ・原則、同じ武階の拳士と組むこと。武階の異なる拳士と組む場合、武階の近い拳士同士で組むことが望ましい。
- ・少年部初段の拳士が使用できる技は、一般初段の習得科目（二段科目）までとする。

(4) 親子の部

確認事項

- ・演武時間は、1分～1分30秒以内とする。
- ・子供が技の極め、固めを行う。子供に対する逆技（極め、固め、投げ）は禁止する。

①演武構成について

- ・全ての構成において剛法、柔法問わず、子供が各構成最後の技の極め、固めを行う。

また、子供に対する逆技（極め、固め、投げ）は構成全体で禁止する。

- ・違反した場合は少年部禁止技と同様に総合点から15点減点とする。

→親子の体格差、体力差を踏まえた安全管理を目的とする。

②演武時間について

- ・演武時間は少年部と同じく1分～1分30秒とする。（15年度は1分30秒～2分）

→子供が小学生以下であることを踏まえて、少年部の演武時間を適用する。

10. 発表の部「男子運用法の部」「女子運用法の部」に適用する事項

- (1) 組み合わせと出場人数、武階について
- ・組み合わせは、2名1組とする。
 - ※レフリーの出場はありません。大会審判員にて審査を行います。
- (2) 防具について

部位	防具	男子	女子
上段	少林寺拳法連盟公認ヘッドガード (黒または赤)	○	○
中段	少林寺拳法連盟公認ボディプロテクター	○	○
下段	フェールカップまたは金的カップ (メーカー、仕様不問) ※道衣(下)の内側に着用する。	○	×
手	少林寺拳法連盟公認拳サポーター	○	○

・少林寺拳法連盟公認ヘッドガード、少林寺拳法連盟公認拳サポーターは、連盟本部事業課にて販売中。(右記写真参照)



- (3) 実施方法について
- ・全国大会運用法実施要領に準じて行う。

評価方法は、攻撃や反撃をとにかく極めるといったポイントをみるのではなく、双方の攻防の動き、技の習得度、防御から反撃への足捌き、体捌きや技を体系的に練り上げているか(戦術の修得度)など、また特に礼儀作法(審判員・レフリー、相手に対するマナー)を重視する。
以上、拳(技術)と禅(心)の両面で審査する。

11. 発表の部「マイシードの部」(旧「障がい者の部」)について

- (1) 参加資格
- ①少林寺拳法連盟会員規程に基づく義務を果たしていること。(現役会員)
 - ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付、または医師より障がいの診断を受けている者
 - ※障がい及び度合は不問。
 - ※年齢、性別は不問。
 - ③引率責任者が終始同伴できること。(開会式等の整列時や演武実施時のコート待機も含む)
 - ④所属連盟が主催する選考会において演武発表を行っていること。
- (2) 演武内容
- ・単独演武、組演武、団体演武のいずれも認める。
 - ※組演武においては、健常者との組み合わせを認める。
 - ※団体演武においては、健常者との混成を認める。(人数比率は不問)
 - ※介護者同伴の演武を認める。
 - ※三人掛も認める。
 - ※演武に際し、車いす・杖等の補助器具の使用を認める。
 - ※武器・法器の使用は認めない。
 - ・演武は発表のみとし、採点・点数表示は行わない。
- (3) 参加資格の確認
- ・選考会主催者は、出場者の所属長に参加資格を確認し、全国大会への参加申し込みをしてください。
 - ・大会運営上、必要に応じて、連盟本部より出場者の状況について所属長に問い合わせをすることもあります。

(4) 注意

- ・本種目の対象者であっても、選考会での他種目への出場は妨げません。
- ・会場の大きさや来場者数の多さ等、特殊な環境要因によって発作等を引き起こす危険がある場合は、大会参加の是非を慎重にご判断ください。
- ・発作等の症状によって救急病院での診察・治療も想定し、健康保険証等、治療に要するものを携行してください。

1 2. 発表の部「論文の部」について

(1) テーマ

次記A～Dの中から、テーマをひとつ選択し、下記要領に沿って作文を提出する。

提出された作文を事前審査し、大会当日は優秀発表者の論文発表を行う。

A 現代社会における少林寺拳法による“人づくり”の意義

B 災害時における支援活動を通じて見えてくる少林寺拳法の価値

※東日本大震災、または過去3年間の激甚災害への復興支援活動を対象とする。

C 自分の可能性を信じるとは

D 少林寺拳法を始めてからの自分の変化について

(2) 申込要領

- ・都道府県連盟・各連盟選出の者は、上記A～Dのいずれかのテーマを選択の上、テーマに基づいて作文（弁論発表できる文言で執筆）し、派遣連盟より全国大会申込締切日までに連盟本部へ提出（必着）する。

※執筆内容（文言）と弁論発表が異なることは認めない。

- ・提出された作文は返却いたしません。全国大会終了後に処分しますので、必要に応じて各自で複写物等を保管してください。

(3) 作文の仕様

- ・下記原稿用紙にて、表紙1枚、本文4枚以内で作文する。
- ・用紙は、A4サイズ縦書き（原稿用紙横）20字×20字（1枚400字詰め）を使用する。既定サイズ以外の用紙は受け付けない。
- ・原則、参加者本人による手書き、またはワープロ出力にて作成。代筆が必要な場合は、連盟本部へ申し出て、別途理由書を提出する。
- ・手書きの場合は、楷書にて丁寧に筆記し、コピーをしても明瞭であるよう文字は大きく濃く書き、原本を提出のこと。判読しづらい場合は、減点することもある。
- ・表紙には、テーマ、都道府県名、所属連盟、所属団体名（支部・少林寺拳法部、拳友会）、氏名（フリガナ）、武階、年齢を記入する。
- ・本文は、1行目にテーマ、2行目より本文を書き始める。
- ・ページ数をつけ、表紙と共にクリップで綴じる。**（ホチキス止め禁止）**
- ・提出は郵送またはE-mailにて原稿を連盟本部宛に送付する。

(4) 発表者

- ・審査の後、追って連絡します。

(5) 注意

- ・都道府県連盟各連盟から選考された「論文の部」申込者（全員）は、他の発表部門の種目と同様、大会パンフレットに氏名記載の上、大会会場にて賞状を贈呈します。会場に来られない方は、連盟本部までご連絡ください。後日、送付します。
- ・「論文の部」申込者かつ優秀発表者以外の方で、大会当日に会場へ入場する方の賞状贈呈の集合場所・要領については、館内放送・はり紙等でご案内する予定です。
- ・内容は、少林寺拳法修練または社会での実践活動に基づく結果（事実・出来事）からの評価、研究または考察であること。（仮説だけで終始することは認めない。）

以 上